

# 公立大学法人福岡女子大学職員の女性短期海外派遣研修に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人福岡女子大学職員研修規程（平成18年法人規程第27号）第6条及び第7条第2項の規定に基づき、教育・研究・大学運営を牽引する女性研究者等を育成することを目的とした女性短期海外派遣研修に関し、必要な事項を定める。

※研修規程第6条：執務を離れての研修（教員及び職員）

※第7条第2項：教員は長期に亘る研修を受けることができる。（教員）

## (研修の目的)

第2条 この要綱における研修とは、女性職員が海外の研究機関・教育機関において、研究・教育内容や制度を学び、その研究・教育環境を経験することを通して「国際的感性」を身につけるとともに組織・人的ネットワークを構築することをいう。

2 研修者は、研修終了後速やかに報告書を理事長に提出するとともに、研修成果の報告を行わなければならない。

## (研修対象者)

第3条 研修対象者は本学の女性職員とする。

2 教員にあっては、准教授・講師・助教・助手の職にある者（プロジェクト教員等、任期が限定されている教員を除く）とする。

3 事務職員にあっては、大学法人職員（県派遣職員及び非常勤職員等、任期が限定されている事務職員を除く）とする。

## (研修希望者の募集)

第4条 研修希望者の募集は、原則として研修を行う年度の前年度の2月に地域連携センター女性生涯学習研究部門長が告示して行う。

## (研修の希望申込)

第5条 研修希望者は、前条の告示された期日までに、別紙様式による研修申請書に必要事項を記載し、地域連携センター女性生涯学習研究部門長に提出しなければならない。

2 研修希望者が教員の場合にあっては、研修申請書の提出にあたり、事前に学科長及び教授会の承認を得なければならない。

3 研修希望者が事務職員の場合にあっては、事前に所属の上司（部長・班長等）及び経営管理部長の承認を得なければならない。

## (研修者の選考)

第6条 研修者の選考は、研修者選考基準に基づき、選考委員会において行う。

2 選考委員会は、研修の内容、期間、時期等について審査を行い、研修希望者の中から原則2名以内を研修者として選考し、理事長の承認を得るものとする。

3 選考委員会は、副理事長、事務局長、学部長、女性キャリア支援センター長、地域連携センター女性生涯学習研究部門長により組織する。

## (研修旅費)

第7条 研修に要する旅費は、予算の範囲内において、公立大学法人福岡女子大学職員旅費規程（平成18年法人規程第18号）の規定による。ただし、1人200万円を限度とする。

(事務)

第8条 研修に関する事務は、地域連携センター女性生涯学習研究部門において処理する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行し、平成29年3月31日をもってその効力を失う。

附 則 (平成27年2月23日一部改正)

この要綱は、平成27年2月23日から施行し、平成29年3月31日をもってその効力を失う。

附 則 (平成28年2月1日一部改正)

この要綱は、平成28年2月1日から施行し、平成29年3月31日をもってその効力を失う。

附 則 (平成28年4月1日一部改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成29年3月31日をもってその効力を失う。

(別記)

#### 研修者選考基準

- 1 理事長は以下の諸事項を総合的に検討して選考を行う。
  - (1) 研修目的の妥当性 (大学運営について含むこと)
  - (2) 研修の効果、教育・研究・大学運営への活用の可能性
  - (3) 本大学における在職期間
  - (4) 海外研修の経験の有無
  - (5) その他、派遣あるいは招へいの内定の有無など考慮を要する事項

公立大学法人福岡女子大学女性短期海外派遣研修申請書

公立大学法人福岡女子大学理事長 殿

職名

氏名

印

次のとおり、研修を実施したく申請します。

- 1 研修の期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで ( ) 日間
- 2 研修先（所在地、大学名、研修機関名等）
- 3 承諾書の有無
- 4 研修の課題（テーマ）  
※事務職員にあつては、自主研究課題（業務に関連した課題及び海外語学研修）を設定すること。
- 5 研修の内容（大学運営について含むこと）
- 6 研修期間中の授業等の対応
- 7 旅費・研修費  
\_\_\_\_\_ 円  
内訳 法人経費  
受入側負担  
その他
- 8 海外研修経験の有無  
無 ・ 有の場合 (1) 期間  
(2) 滞在地
- 9 学部教授会（教員）または経営管理部長（事務職員）の承認年月日